

## 令和5年3月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 令和5年3月7日（火）10時
- 2 場 所 別館地下 第1会議室
- 3 出席者 教育長職務代理者 河本直子  
教育委員 衛藤修身、八木秀和
- 4 欠席者 教育委員 太田かおり
- 5 事務局 教育部長 船津喜久男  
学校教育課長 松永嘉伸  
学校指導課長 森 秀輔  
教育施設課長 北原鉄也  
生涯学習課長 亀井 誠  
学校指導課課長補佐 権藤信慶  
生涯学習課課長補佐 田代磯政  
学校教育課教育総務係長 野中康伸
- 6 傍聴人 なし
- 7 議事日程 別紙のとおり
- 8 議事次第 別紙のとおり

# 定例教育委員会議事日程

令和5年3月7日（火）10時00分

## 1 会議録の承認

令和5年2月定例教育委員会の議事録の承認

令和5年2月臨時教育委員会の議事録の承認

## 2 報告事項

(1) 令和5年3月学校教育行事及び社会教育施設行事について

(2) なかまっ子チャレンジ英検補助金交付要綱の一部改正について

(3) 卒業式のマスク着用について

## 3 協議事項

(1) 令和5年4月定例教育委員会の日程について

## 4 議決事項

(1) 第7号議案

中間市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について

(2) 第8号議案

中間市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則について

(3) 第9号議案

中間市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

(4) 第10号議案

中間市自治公民館施設の新築及び増改築に対する補助金交付規則の一部を改正する規則について

(5) 第11号議案

中間市市民会館設置条例施行規則の一部を改正する規則について

(6) 第12号議案

令和5年度学校教育・社会教育重点目標について

[開会時刻：10時00分]

船津教育部長	<p>おはようございます。</p> <p>定時になりましたので、令和5年3月定例教育委員会の進行につきましては、河本教育長職務代理者をお願いいたします。</p>
河本教育長職務代理者	<p>それでは、これより令和5年3月定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>最初に、令和5年2月定例教育委員会と令和5年2月臨時教育委員会の議事録の承認についてですが、よろしいでしょうか。</p>
教育委員	<p>〈承認〉</p>
河本教育長職務代理者	<p>承認ということでよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは次に報告事項に移ります。</p> <p>最初に、令和5年3月学校教育行事及び社会教育施設行事について、学校教育行事から説明をお願いいたします。</p>
森学校指導課長	<p>3月の学校行事についてご説明いたします。</p> <p>まず共通行事についてです。</p> <p>7日に公立高校の一般入試が行われます。合格発表は15日です。9日には中学校で、16日には小学校で卒業式が行われます。20日には小学校で、23日には中学校で本年度の給食終了となります。そして24日には、すべての小中学校で修了式が行われます。</p> <p>続いて、各学校の行事です。</p> <p>まず、各小学校では6年生を送る会が計画されています。底小、中小、西小につきましては、2月に実施されております。各学校で、分散したりオンラインを活用したりして、工夫しながら6年生の卒業を祝う取組を行います。また、底小は15日に開校記念日を迎えます。</p> <p>次に各中学校です。</p> <p>各中学校では3年生の卒業を祝うお別れ集会在が計画されています。小学校同様、各学年で趣向を凝らして3年生への感謝と祝福の気持ちを届ける取組が行われます。中間中及び北中では、14日、13日にそれぞれ高校体験学習行われます。これは、2年生が希望が丘高校に行き、体験授業を受けるものです。それから南中では、7日に高校セミナーが行われます。公立高校5校、私立高校3校からそれぞれ代表の生徒が来校し、高校生による学校紹介が行われます。また、14日に</p>

はキャリア教育の一環として「夢授業」が行われます。  
以上が3月の主な学校行事です。

河本教育長職務代理者 このことについて、ご質問などございませんでしょうか。衛藤教育委員お願いいたします。

衛藤教育委員 中学校も小学校も学年末終了に1年間使った教室等の大掃除を計画されております。以前は小学6年生や中学3年生は、自分たちの使った教室は自分たちが掃除をして、次の新しい学年の子どもたちにバトンタッチをするということが多かったのですが、最近は児童生徒数の減少も伴って難しい部分もあるかもしれません。  
あるかもしれませんが、北小だけ10日に6年生の大掃除と書いてあるので、6年生が掃除をしてバトンタッチをするのだろーと思います。北小以外の学校は、修了式の間近に大掃除をするから、卒業生の小学6年生なり、中学3年生が使っていた教室は、他学年がせざるを得ないという状況になります。自分たちの使った教室は、自分たちが掃除をしてバトンタッチするというのが良いのではないかと思います。そういう指導をしていくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

河本教育長職務代理者 森課長お願いいたします。

森学校指導課長 大掃除についてでございますが、6年生は教育活動の一環として、自分が使った学校施設の掃除は当然行います。学校行事という位置付けをするかどうかは学校の判断でございます。6年生の学級担任がお世話になった学校を綺麗にして出ていこうという主旨の指導を行い、そのための活動を行うというのは、どの学校ももちろん行われております。学校行事として記載されているのが北小だけであるとご理解いただければと思います。以上です。

河本教育長職務代理者 その他にございますでしょうか。八木教育委員お願いいたします。

八木教育委員 いじめ不登校対策委員会が各学校で予定されていますが、こちらの構成がどなたで、生徒が入るのかどうか、先生たちだけなのかと、あと

どのような話し合いを実際されているのかというのを、親として聞きたいというのが1点目です。

それと、各学校で24日に離任式があります。今年は人事の発表が早くされるということで、離任式が24日にされるということですが、生徒たちにはどのような形で伝えるのか、2、3日前なのか、その日なのか、おそらく離任式をその日にするという事は、年度が替わった始業式にはその先生が来られないと思うのですが、それで合っているのかというのが2点目です。

もう1点が、南中で行われます高校セミナーについてです。今日行われているようですが、こちらは公立高校5校、私立高校3校ということですので、どのような高校があるのかと、これの主催が学校なのか、教育委員会なのか、それともPTAなのかというのを教えていただきたいと思います。以上よろしく願いいたします。

河本教育長職務代理者

森課長説明をお願いします。

森学校指導課長

1点目、いじめ不登校対策委員会についてです。構成は、管理職、主幹教諭、学年主任等、養護教諭及び児童生徒支援担当等です。また状況に応じて学級担任が入るなど、若干の人数の増減はございます。内容といたしましては、各学年のいじめ不登校に関わる情報の共有がまず1番でございます。このことによって、各学校における組織的な取組、担任が抱え込まない、学年が抱え込まないで、学校全体でその対応について協議をしていく基盤をつくるというものでございます。

それから2点目、離任式についての流れでございます。大まかな流れとしまして、まず、例年どおりその学年の教育課程の修了にあたり修了式を行います。その後、転出される先生方を子どもたちに紹介する離任式を行います。この時点では、異動先についてはまだ公表されておりませんので、お伝えはできません。「この先生はこの3月いっぱいこの学校から転出されます」という紹介のみになります。八木教育委員さんがおっしゃられましたように、転出される先生につきましては、新年度新しい赴任校に出向くこととなりますので、これまでの学校に出勤することはございません。

3点目、高校セミナーについてです。これは学校が独自に計画をし、実施をされているものでございます。参加する高校としましては、公立高校は中間高校、東筑高校、北筑高校、八幡南高校、八幡工業高校、

河本教育長職務代理者

それから私立高校は、希望が丘高校、大和青藍高校、自由ヶ丘高校となります。以上でございます。

他にご質問などはよろしいでしょうか。  
それでは次に、社会教育施設行事に移らせていただきます。

亀井生涯学習課長

3月の社会教育施設行事の主なものをご説明いたします。  
まず中央公民館事業でございます。

3月11日土曜日14時からなかまハーモニーホール小ホールにおきまして、「癒しのジャズ講座」2回目を開催いたします。1回目を2月に開催いたしました内容と同様に、サクソ奏者とピアニストを講師にお迎えし、ジャズの演奏と話を交え、ジャズに親しむ講座として実施をいたします。定員は30名となっております。

次に体育文化センターでございます。

体育文化センターにおきましては、定例のなかま元気スポーツクラブ主催の「いきいき健康教室」をはじめ、ダンス教室、ニュースポーツ、総合スポーツ教室等を開催の予定でございます。

次に図書館でございます。

3月1日木曜日から18日土曜日まで図書館利用者アンケート調査結果を掲示しております。利用者に親しまれる、より良い図書館になるため、図書館サービスに対する満足度やニーズを把握し、今後の図書館運営に役立てるためのアンケート調査を実施し、221件の回答が得られ、その結果を掲示しておします。

次に3月11日土曜日、12日日曜日のいずれも14時から、名画シアターが多目的室にて上映されます。作品は、中間市在住の芥川賞作家の村田喜代子さん原作「わらびのこう」が上映されます。定員が25名となっております。

次にハーモニーホールでございます。

3月4日土曜日、大ホールにおきまして、オーケストラと合唱団で奏でる「名曲歌酔いコンサート」がスペシャルゲストに由紀さおりさんをお迎えし開催されております。入場者数は623名と聞いております。

次に3月18日土曜日、小ホールにおきまして、春風奏楽「ハーモニーコンサート」が開催されます。ピアノ、尺八、中国楽器の二胡の演奏コンサートでございます。チケットは一般2,500円となっております。定員は150人を予定しております。

次に3月19日(日)14時から1階展示室におきまして、第四十回なかまアマチュア寄席が開催されます。今回は、川崎亭好朝とカナリア婦人会の出演予定となっております。一般300円、会員は270円の入場料となっております。  
社会教育施設の主な行事は以上でございます。

河本教育長職務代理者

このことについて、ご質問等はございますでしょうか。衛藤教育委員  
お願いいたします。

衛藤教育委員

癒しのジャズ講座については2回目ということで、好評だったのではないかとと思いますが、1回目も2回目も参加するという方はいらっしゃるのかという質問です。  
それから、なかまアマチュア寄席の中にカナリア婦人会と説明がありました。以前飛び入りの参加はだめで、1年間登録された方が割り振りで参加されるとお聞きしたような記憶がありますが、カナリア婦人会というのはどういう立場の方々なのか、教えていただきたいと思  
います。

河本教育長職務代理者

亀井課長お願いいたします。

亀井生涯学習課長

まず癒しのジャズ講座につきましての参加につきましてですが、重複しての参加は可能ではございますが、2日続けて参加している方がいらっしゃるかは把握しておりません。  
それから、カナリア婦人会につきましては、財団ハーモニーホールで出演者を選出しておりますので、経緯については把握しておりませんが、当初は年間登録した方、団体と契約しているということで、聞いておりますけれども、今回のカナリア婦人会の方の参加については、どのような経緯かは伺っておりません。

衛藤教育委員

カナリア婦人会というのは、中間市在住の方が主催者でしょうか。

亀井生涯学習課長

中間市の方ではないと思います。

河本教育長職務代理者	<p>他はよろしいでしょうか。</p> <p>それでは次に移らせていただきます。なかまっ子チャレンジ英検補助金交付要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。</p>
亀井生涯学習課長	<p>なかまっ子チャレンジ英検補助金交付要綱の一部を改正する要綱につきましてご説明いたします。</p> <p>公益財団法人日本英語検定協会が実施する、実用英語技能検定対象者につきまして、現在、実施されていない「なかまっ子放課後イングリッシュスクール事業を受託したもの」という、文言を要綱から削除するものでございます。改正の主なもの、第1条の「又はなかまっ子放課後イングリッシュスクール事業を受託したもの（以下、「事業者という。）」文言。それから、第3条の「又は事業者」の文言。第5条第3項を削除し改正するものでございます。</p> <p>なお、要綱の施行日は令和5年4月1日としております。以上でございます。</p>
河本教育長職務代理者	<p>このことについて、質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
教育委員	<p>《了承》</p>
河本教育長職務代理者	<p>それでは、次の報告事項のその他についてでございます。何かございますでしょうか。衛藤教育委員。</p>
衛藤教育委員	<p>今日、学校指導課より卒業式の告辞をいただきました。今年度の卒業式のスタイルについてお尋ねします。マスクの着用や来賓等の参加についても状況が変わってきたと思います。また保護者の方の参加についても変わってきたと思います。どのように卒業式が変わったのかお尋ねいたします。</p>
河本教育長職務代理者	<p>森課長お願いいたします。</p>
森学校指導課長	<p>まずマスク着用につきましては、子どもとの距離があることから基本的には着ける必要はないということになっておりますが、最終的には各校長に確認していただければよろしいかと思っております。来賓につま</p>

しては、国の方針が出る段階で案内をすでに通知済みですので、来賓等の出席については、変更はございません。今回教育委員と、それからPTA会長となっております。

また、保護者の出席につきましても、校長会でご協議いただきまして、今のところ今から変えるということはないと伺っております。あとは、現場で臨機応変な対応がとられる場合は、その都度ご判断いただくことになろうかと思いますが、現状そのような形で大きな変更はございません。

衛藤教育委員

1番問題になるのは、卒業生のマスク着用についてです。学校の指導については、学校に任せていると思いますが、あそこの学校は外させた、ここの学校は外させなかったとなるので、統一した方が良いのではないかと思います。教育委員会から一定の方向性を提示されれば、そのような形で学校が動くのではないかと思いますのですが、いかがなものでしょうか。

河本教育長職務代理者

森課長ご説明をお願いします。

森学校指導課長

先ほど申し上げたのは保護者の対応でございまして、子どもについては、3月13日以降はマスクの着用を個人の判断を尊重すると国の方針がなっていますので、それに先立って卒業式についても教育的意義を考えて、マスク着用を求めないというようにと県教委から通知がきております。

そこで、子どもたちにつきましては、例えば合唱、歌唱等を行う場合につきましては、マスクの着用が必要になる場面もございしますが、基本的にマスクを着用しなくてよいとしています。ただし、着用したい子どもさん、それから感染に不安を感じる子どもさんも当然おられますので、その子の判断を尊重するということで、共通理解をしております。

衛藤教育委員

基本的には外しても構わないという考え方ということですね。昨年度までの卒業式は、コロナの前の卒業式よりも来賓等の祝辞がなかったりと簡素化されていまして。今年度も簡素化されたままということでしょうか。

森学校指導課長	これにつきましては、基本的にはお渡ししております式次第が変わることはございません。ただ今後、どこまで見直していくかというのは、このコロナ禍をきっかけに、体育会等の行事についても簡素化することで、それがかえって今の時代背景、社会に合っているのではないかという面もございますので、それぞれについて今後考えていかなければならないところであると考えております。今回については、大幅に式自体が変わるということはありません。
河本教育長職務代理人	他によろしいでしょうか。八木教育委員。
八木教育委員	卒業式につきまして、私は東中で先生方と情報共有をさせていただいて、私が聞いているのは、入退場のときはマスクを極力外そうね、もちろん強制ではなく、外したくないという生徒さんもいらっしゃるし、ただ親御さんが見たいのは自分の子の顔なので、その時は外してあげようね、という指導はされているとのこと。その後、席に着席して前を向きますので、そのときはマスクをしようね、あとで歌も歌うのでその時はマスクをしようねと、また退場するときはマスクを外して、親御さんに顔を見せるためにマスクを外そうね、もちろん強制はないと、外したくない子は外さないということで聞いておりますので、保護者は納得ができるのではないかと正直思っております。
河本教育長職務代理人	よろしいでしょうか。その他はないでしょうか。 それでは、協議事項に移らせていただきます。 令和5年4月定例教育委員会の日程について、説明をお願いします。
松永学校教育課長	令和5年4月定例教育委員会の日程につきましては、4月4日火曜日午前10時、場所は本館4階の第1委員会室を予定しております。 ご協議をよろしくをお願いします。
河本教育長職務代理人	よろしいですか。
教育委員	《了承》

河本教育長職務代理者

よろしいということなので、お願いいたします。  
協議事項のその他ですが、他はございませんでしょうか。  
それでは、議決事項に移らせていただきます。  
第7号議案 中間市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について、松永課長説明をお願いいたします。

松永学校教育課長

第7号議案、第8号議案、第9号議案は学校教育課の所管ですので、まとめてご説明させていただきます。  
まず、第7号議案です。現在、本市の奨学資金貸付金の規定では、貸付金返済の時に延滞した場合の利息につきましては、年利14.6%と規定しております。  
しかしながら、令和2年に、民法の法定利率の規定が改正されたことを契機に、中間市の全ての課で、契約書に延滞利息が規定されている約定利率につきまして調査したところ、教育委員会以外のほとんどの課では、延滞利率を民法の法定利率を採用していました。具体的には3%なのですが、そういうことを踏まえて、市の収納課を筆頭に、延滞金の規定がある事務をしている部課と協議した結果、中間市で契約する延滞利息につきましては、すべて、民法の法定利率にすることが決まりました。現在の14.6%から約3%に大幅に少なくなります。つきましては、教育委員会の奨学資金貸付金施行規則に規定されている延滞利率につきまして、「14.6%」から「法定利率」に改正するものです。「14.6%」という具体的な利率から「法定利率」としたのは、この民法の法定利率は、3年に一度改正すると決められていますので、その都度この規則を改正するのは非常に効率が悪いということで、今回の改正において、「法定利率」という言葉にしたものです。また、様式の1番下の備考に記載されている「同意書」を添付することを削除しています。この理由につきましては、市の顧問弁護士と協議したところ、「まだ滞納が発生していない貸付の最初の段階で同意書を取ることは、必要ではない」という助言を受けましたので、今回それを削除しております。  
続きまして、第8号議案です。  
本年2月の定例教育委員会で「第3号議案なかま夢応援奨学基金条例に規定する事項及び同条例第1条に規定する奨学金に関する事務委任について」が承認されたことを踏まえまして、まず市長部局で、「中間市教育委員会に対する事務委任規則」が一部改正され、本年2月7日に施行されました。

このことを受けまして、教育委員会におきまして、この「なかま夢応援奨学基金条例」の事務を教育委員会から教育長に委任する規定が必要となりますので、今回、規則の改正を上程しております。

改正する内容につきましては、第2条19号に「なかま夢応援奨学基金条例に規定する事項に関する事」を追加しております。

次に第9号議案です。

本年1月に、中間市行政改革推進本部会議におきまして、学校教育課「教育総務係」を、「教育総務係」と「保健給食係」に分割することが決まりました。教育総務係の事務分掌を2つに分けまして、今までどおり総務的な教育総務係と、新たに学校保健と学校給食に基準を限った保健給食係を設けております。

以上、規則の一部改正3件につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

河本教育長職務代理者

このことについて、ご質問等はございますでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員

第7号議案は返還利率が法定利率に変わったということですが、返す方からすると大幅に少なくなったということで、借りた方からするとありがたい話なのですが、法定利率は3年に1回変わるとおっしゃいました。返還する人たちの返還額に法定利率が変動しますから差が出てくるのではないかと思います。それについては3年後どのように対応されるのでしょうか。

それからもう1つ、第7号議案の資料に、市民税所得割課税額の合計が77,100円以下であることと規定してあります。収入で言えばどの程度くらいの額になるのかお尋ねします。

河本教育長職務代理者

松永課長ご説明をお願いいたします。

松永学校教育課長

まず利率は3年ごと変わりますが、これは令和2年の変更のときには、5%が3%に下がっております。それは、社会事情によって、金利事情によって上がったり下がったりするので、今後上がるかもしれないし、下がるかもしれませんが、基本的にこれは延滞利息です。

貸付金につきましては、利息はついていません。0です。返還するときに、返還の期限を遅れると延滞金利息が付くということなので、人によって返還金が違うと言っても、基本的に利子はつきませんので、返還額は一緒です。それ以外の延滞金、個人的な都合によって遅れることについては、延滞金が付きますということなので、人によって違うというのは、ちょっとニュアンスが違うと思います。

それから、市民税所得割課税額が77,100円以下というのは大体どれくらいかということですが、税金の所得割とか、均等割を出すのは所得金額によってあります。収入から所得を計算すると、いろいろな控除があります。世帯の人数とか、扶養人数等がありますので、逆にその収入から簡単に数字は出てこないのですが、子育て支援でもいろいろ保育料等を見ると、77,100円というのが年収360万円くらいとされています。

河本教育長職務代理者

他にご質問はございませんか。

第7号議案、第8号議案、第9号議案につきましては、賛成ということでよろしいでしょうか。

教育委員

《了承》

河本教育長職務代理者

それでは、第7号議案、第8号議案、第9号議案につきましては、賛成ということで可決いたしました。

次に第10号議案に移らせていただきます。

中間市自治公民館施設の新築及び増改築に対する補助金交付規則の一部を改正する規則について、亀井課長ご説明をお願いいたします。

亀井生涯学習課長

中間市自治公民館施設の新築及び増改築に対する補助金交付規則の一部を改正する規則につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により委員会の議決を求めるものでございます。

社会教育法に基づき自治会が設置する自治公民館の新築または増改築に対して、予算の範囲内において補助金を交付しておりますが、増改築工事の補助金額の増額、条件緩和について規則の改正を行うものでございます。

第3条第2項第1号と第2号です。改正の主な内容としましては、まず、補助対象となる条件緩和でございます。

これまでは、工事費300万円以上の増改築でなければ補助金交付対象外でありました。これを改正によりまして、50万円以上の増改築工事から補助金交付の対象とします。

補助金額の変更内容はこれまで、300万円以上500万円未満の増改築に定額50万円を交付していたところ、改正後は500万円未満の工事に対しては、工事費の(5分の1)2割の補助金額の交付とし、また、これまで1,000万円以上の増改築工事に上限額100万円を交付しておりましたところを、改正後は500万円以上の工事対し上限の100万円の補助金を交付するものとします。

なお、規則の施行日は、令和5年4月1日としております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

河本教育長職務代理者

このことについて、ご質問等はございますでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員

第10号議案の改正後の第3条に、新築の場合の補助金の額について、延べ面積が100平方メートル未満の場合は100万円、100平方メートル以上の場合は200万円ということで、100平方メートルといたら、坪数で割ると約33坪です。ほとんどの自治会公民館は33坪以上あると思うので、今それを新築するとなると、何千万円もかかると思います。

それなのに、補助金は200万円以内ということは、最高でも200万円までとなっています。随分前に建てられていますので老朽化していて、今後新築するという選択の仕方が1番最適ではないかと思えます。そうすると、200万円しか補助がないとなると、建てる時にそれぞれの自治会員、つまり自治会に入っている我々市民に負担がかかってくるわけです。市民の応援がないと、お金がないから建てられないという状況になりますので、この200万円という補助額はこういう理由で決められているのかについてお尋ねいたします。

河本教育長職務代理者

亀井課長お願いいたします。

亀井生涯学習課長

補助金ですので、市の予算がかかわってきます。新築工事はやはり数千万円の金額になると思いますけれども、この金額というのはその自治会の方と確認しながら、今回の改正につきましても自治会の方と協

議しながら、2割の補助金というように増改築については決めているのですけれども、新築につきましても何らかの協議で決めている部分だと考えております。

衛藤教育委員

私のところの公民館のいわゆる新築積立金、新築のための積立金を自治会に入っている方から徴収していますので、全部補助金でもって建てるという考え方は更々ないと思います。  
それぞれが地域の人たちの出資をお願いして建てるということを原則にしていますが、今の公民館はステージやいろいろなものが付いていますので、そのままの状態で建てるとすれば相当な金額がかかるのだらうと思います。補助金が沢山あればあるほど、自治会公民館がそれぞれの自治会員にとって利用しやすい場所になるのだらうと思いますので、この補助金の増額について、検討していただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

河本教育長職務代理者

よろしいでしょうか。その他ご質問等はございませうでしょうか。それではないということですので、第10号議案について賛成ということではよろしいでしょうか。

教育委員

《了承》

河本教育長職務代理者

それでは了承ということで、次の第11号議案に移らせていただきます。中間市市民会館設置条例施行規則の一部を改正する規則について、亀井課長説明をお願いいたします。

亀井生涯学習課長

中間市市民会館設置条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により委員会の議決を求めるものでございます。  
改正内容は、開館時間につきまして現在9時から22時までとなっておりますが、「17時以降の開館の利用がないときは17時までとする。」と加え、施設利用申請期間を使用日までの受付を使用日の前日までとするものです。  
なお、規則の施行日は令和5年4月1日としております。  
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

河本教育長職務代理者	このことについてご質問はございませんか。八木教育委員お願いいたします。
八木教育委員	<p>こちらの会館の申請についてなのですけれども、17時以降使用がないときは17時までにするというのは、全然問題ないかなと思うのですが、私が1点気になったのは、申請書の受付時間について、今回1時間短くなっております。</p> <p>私も子どもの習い事だったりとかで、結構申請することがあったりするので、具体的にいうとサッカーの申請とか、グラウンドの使用期間とかであるのですが、どうしても平日昼間となると、今は共働きの方が多いため、申請に行ける方が限られてしまっています。</p> <p>今回17時にするということは、いたしかたないと思うのですが、1つ意見として、長い目を見たときに、インターネット等で申請受付ができないのかなと思います。これは予算もかかることですし、システム上の問題もあり、そういったものを導入すると、またいろいろな壁があると思います。IDを登録するとか、たくさん申請して無駄に取ってしまうような方もいるかもしれないですから、そういったところの規制も必要だと思います。北九州市は一部できるようですので、何か私たち市民や働いている親たちにとっては少し利便性が上がるのではないかと思いますので、今後長い目で検討していただければと思っております。</p>
河本教育長職務代理者	<p>その他ご質問ありませんでしょうか。</p> <p>それでは、質問がないということですので、第11号議案については了承ということによろしいでしょうか。</p>
教育委員	《了承》
河本教育長職務代理者	<p>それでは了承ということで、次の第12号議案に移らせていただきます。</p> <p>令和5年度学校教育・社会教育重点目標について、説明をお願いいたします。</p>
森学校指導課長	<p>それでは令和5年度学校教育重点目標についてご説明いたします。</p> <p>変更点を中心にご説明したいと思います。</p> <p>まず2ページですが、上段には、この施策の背景をお示ししております。</p>

す。こちらについては、昨年度、学習指導要領改訂等で大きく変わったところを踏まえて記述しております。昨年度から今年度に向けて、教育の流れの大きな変動を踏まえた上で、策定しておりますので、今回上段につきましては、変更はしておりません。

下段の方ですけれども、重点目標の5つの柱をお示ししております。この中で2つ目の柱、「豊かな心の育成」でございますが、今回ここを変えております。これは、生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性を示した「生徒指導提要」が12年ぶりに改訂されたことを受けたものでございます。生徒指導と言いますと、例えば問題行動等の予防や対応というイメージがあたりかもしれませんが、この新しい生徒指導提要においては、児童生徒の成長・発達を支えるものとして再整理されております。この内容理解と具体化が重要であると考えまして、生徒指導面を豊かな心の育成の筆頭に位置付けることとしております。

続きまして、次のページをお願いいたします。「確かな学力の育成」の項につきましては、昨年度からの流れをそのまま継承しております。また「豊かな心の育成」ですが、今申し上げました内容を踏まえて、(1)から(3)が新しい生徒指導提要の内容を踏まえた具体的方策としてお示ししております。

(1)は生徒指導の目標、理念を踏まえた基本的な考え方でございます。子どもたちの1人1人の個性の発見、良さ、可能性の伸長、社会的資質・能力の発達を支えるということ、それから自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支える生徒指導の推進、市教委としてここをしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

そして、(2)は生徒指導の視点になります。自己存在感を実感させること、それから共感的人間関係を育むことのできる支持的・創造的な集団づくり、それから自己決定の場としての主体的・対話的な深い学びを実現する授業づくりです。そして、安心安全な風土の醸成、この4つの視点を盛り込んで、その具体化に努めたいと考えております。

(3)につきましては、各専門機関等の力も活用しながら、より深い児童生徒理解を進めていくということでございます。

それから、(4)(5)につきましては道徳教育についてお示ししております。(4)は道徳教育の大きな目標、その中で(5)は道徳教育の要となります道徳科の授業づくりについて示しております。

(6)(7)につきましては人権教育、それから(8)～(10)つ

きましては、いじめ・不登校問題と組織的な取組についてお示しております。

(11) がキャリア教育の推進についてです。

続きまして、「健やかな体の育成」につきましても昨年度からの取組を、そのまま継承しております。

続きまして5ページ「特別支援教育の充実」についてです。

(1) でインクルーシブ教育の実現に向け、特別支援学級、通級指導教室、通常学級に在籍又は利用する全ての支援を要する児童生徒への指導及び支援の充実を挙げております。昨年度は特別支援学級等の文言を入れていたのですけれども、今回特別支援学級、通常学級、それから通級指導教室の文言をあえて外しております。これは(1)の上から3行目に記載しておりますが、特別な支援を必要とする全ての児童生徒に対する特別な支援を充実させていきたいという考えからでございます。在籍している学級に関わらず、特別支援の視点を持った取組が必要であることから、このような表記にしております。

それから、「信頼される学校づくり」についてです。(4)で、教員の人材育成について、昨年12月に改訂された福岡県教員育成指標を活用し、キャリアステージに応じた人材育成を推進することを盛り込んで表記を変更しているところでございます。

以上で説明を終わります。

河本教育長職務代理者

このことについてご質問等がありますでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員

昨年度まで使われていたものを、例えば今年は、障がい者の問題では、インクルーシブという形で全部結ばれていると、私はやはり結ぶべきではないのではないかと思います。通級指導が必要な子ども、あるいはそうではない子ども、あるいは特別支援を必要にする子ども、例えば今、世界中でLGBTQが問題になっています。これは包むべき問題ではないというのが世界的な考え方だと思います。つまり1人1人でいえば、それぞれの立場を持っている人が活かされるために、それぞれの立場を明確にすべきであるというような考え方だと思いますので、その辺りを含めて意見と質問を申し上げたいと思います。まず、2ページに「目的を再構築することができるように「する」ことが求められています」とあります。これは、子どもの側からすれば、私は「できる」ようになると、そうなるんだというようなことが求め

られていると思うのですが、子どもの立場から書かれるのですから、これは「なる」ではないかなという気がします。

それから、3ページの「豊かな心の育成」のところです。昨年度は、「豊かな心と道徳性を養い」とありました。それを今回は、「豊かな心」と括ってしまっているような気がします。豊かな心と道徳性は違うと思います。だから、いわゆる道徳性を養わないと、この前、だれでも人を殺したかったというような事件が発生しております。全く道徳性が抜けているのだろうと思いますので、そういうような極端な例外的なことを指しているわけではありませんが、道徳性を養うということを、どこかに追加していただきたいと思います。

それから、3ページの「確かな学力の育成」の(5)に「発達段階に応じてその能力を」の「その」というのは何を指しているのかというのが分かりませんので、「発達段階に応じた能力を」でも意味は通じるのではないかと思います。

それから4ページの(4)に「心の通う対人交流の能力の」とありますが、これも「の」と「の」と書かなくて、「対人交流能力の」ということ良いのではないかと思います。

次に(8)に「不登校を生まない取組の充実を図るとともに、不登校児童生徒に対して」とありますが、これは片平前教育長がおられたときに、今後適応指導教室を支援教室に変えたいと、そういう方向に進んでいきたいとおっしゃっていましたので、そういう方向で示されていると思うのですが、現段階では適応指導というのは必要だと思います。現段階では、今後も必要だと思いますが、適応指導という言葉を外してしまっています。私はやはり現段階含めて、適応指導教室が残っているわけですから、その子どもたちをどう育てていくかという、適応指導の視点もいるのではないかと思いますので、それも入れるべきではないかと思います。

それから、「健やかな体の育成」のところです。これは令和5年度に限り、給食費を市が補助して児童生徒に提供するという非常に画期的な取組が行われています。そのことから言えば(3)の「魅力のある学校給食の実現を目指します」とありますが、「学校給食を実現します」では悪いのかと、そういう給食を今年に限り提供しますと、令和6年度までの見通しが無いというのですから、学校給食を実現しますと言い切って良いのではないかと思います。

それから、「特別支援教育の充実」ですが、去年通級指導の問題をきちんと触れてありましたので、どこかその文言を入れるべきではない

かということと、(1)の「特別な支援を必要とする全ての児童生徒」の「全て」の中に含まれますと先ほど言われましたけど、その「全ての」と言わなくても、特別な児童生徒でも通級指導教室は含まれると思いますので、あえて「全ての」を書かなくても良いと思いますが、それでも尚且つ、通級指導児童生徒のことについてはきちんと標記すべきだと思います。

それから、「信頼される学校づくり」の(1)に、「地域の教育資源(ひと・もの・こと)を積極的に活用した」と書いてあります。これからは学校再編の問題でも、いわゆる地域コミュニティという考え方がこれからどんどん広がっていくと思うのです。そうすると、地域コミュニティと言うのは、地域全体が学校の児童生徒を支えているという考え方だと思うのです。そのために、現在ボランティアでいろいろな力を借りていると思いますが、このボランティアのことについて何も触れていません。「ひと・もの・こと」で片付けるようなものではないと思います。だから、ボランティアの力を借りて、いわゆるチーム学校というような形の動きをしているわけですから、それはきちんとそういう「ボランティアの力を借りて、チーム学校への移行をします」という訴えにもなると思いますので、ボランティアのことをきちんと明記するべきではないかと思います。

それから、福岡県教員育成指標というのは、内容的にどのようなものなのか教えていただきたいです。以上です。

河本教育長職務代理者

森課長ご説明お願いいたします。

森学校指導課長

様々なご意見ありがとうございます。ページ順にご説明ご回答いたします。

2ページの「目的を再構築することができるようにすること」ですが、これは子どもの立場からでなく、学校教育の立場から書いております。「子どもたちが」という主語は、「課題を解決していくこと」、「新たな価値につなげていくこと」、「目的を再構築すること」にかかっております。そういう子どもたちを育てるのが教育活動ですので、ここは「すること」と表記をしております。

次の、その下の枠の「道徳性」の表記についてでございますが、こちらにつきましては、もちろん道徳性は非常に重要でございます。

それで4ページの(4)「児童生徒の道徳性を育むために」と、道徳

教育がその中核になりますので、ここに表記をきちんとしてい  
るところです。

それから、3ページの(5)「発達段階に応じた能力」で良いのでは  
というご指摘ですけれども、「発達段階に応じた能力」としてしま  
いますと、発達段階で身に付けるべき能力が規定されているか  
のような語弊が生じるかと考えます。発達段階で求められる能力  
ではなくて、子どもの発達段階、子どもの実態に応じて子ども  
の持っている能力を育成するという意図でこのように表記して  
おります。

それから4ページの(4)の「対人交流の能力の素地」、確かに「の」  
が連なって読みにくいと私も感じます。しかしながら、対人交  
流能力という6文字の熟語の規定がどうなのかなというところ  
がございしますので、対人交流を行うための能力ということで、  
このような表現をしているところでございます。この表現は検  
討させていただきたいと思っております。

それから、(8)の「社会的自立を目指せるような支援の充実」  
です。ここは適応指導というのが入るべきではないかというご  
指摘ですが、現在の不登校に対する支援の在り方というところ  
で、基本的に文科省、県では「支援」という言葉に移行して  
きております。適応指導というのが、現在ある枠組の社会に  
適応させる指導というニュアンスが垣間見えるというご指  
摘をいただいている面もございしますので、あえて支援とい  
う言葉を用いています。支援の中には、当然学習指導や進路  
指導を含めた指導的要素も含まれており、そういったものを  
全て総括いたしまして「支援」と今回表記しているところ  
です。また、適応指導教室の名称につきましては、前教育長  
から話が合った方向で現在検討中でございます。

それから4ページの「健やかな体の育成」の(3)です。「学  
校給食の実現を目指す」というところで、「実現します」で良  
いのではないかということなのですが、来年度、学校教育課で  
学校給食について来年の1年間は保護者負担を行わないとい  
うところで予算要求しているところですが、「保護者負担なし」  
＝「魅力ある給食」というわけではないのではないかと、我々  
は考えます。これは、あくまでも給食の内容の話であって、  
栄養バランスの取れた豊かで魅力のある学校給食を目指  
すものです。魅力というのは、1人1人当然変わります。  
要は量的なもの、好み、嗜好にも大きく左右されますが、  
きちんとバランスを取って多くの子どもたちが満足できる  
給食を目指すことが重要と考えています。100%全ての子ども  
たちが、「今日の学

校の給食大好きでおいしかった」ということは、現実的に実現は難しいのですが、それに極力近づけていく、目指していくというところで、このように表記しております。

次に5ページの「特別支援教育の充実」についての「全ての」という表記がなくても通用するのではないかということですが、これは先ほどご説明いたしましたとおりです。「全ての」とあえて書いたのは、特別支援学級に子どもさん、それから通常学級に在籍して通級指導教室に通う子どもさんもそうなのですが、そうでない子どもさん、つまり通常学級において何ら特別な支援が必要でないのではないかとと思われる子どもさんにあっても、教育的な支援の必要がある可能性のある子どもさんもおられます。例えば以前であれば、少し落ち着いた子と見られていた子どもさんに対して特別支援教育という視点から見たときに、特別な支援がいるんだということにつながる、そういう発見、気づきが学校に求められています。そのようなことを踏まえまして、「全ての」は入れるべきであると考えております。

通級指導教室や、特別支援学級という文言を外したことにつきましては、そういう枠組にとらわれずに、特別支援という手立ては充実をさせていかなければならないというところで、このような表記にしたところでございますが、検討はしたいと思えます。

それから5ページの「信頼される学校づくり」の(1)です。地域の教育資源(ひと・もの・こと)とまとめて片付けるという意図は全くございません。とても重要なお力として認識しておりますし、今後も学校にとっては非常に重要な力になっていただけるものと思っております。文章標記上、他の部分もそうなのですが、例えばボランティアというように具体的な文言を挙げる、挙げないというようなところも含めて、やはり全体の分量も含めて考えてきておりますので、その結果このような表現をしております。そのような、まとめて片づけるというふうなニュアンスでとられるのであれば、表記は検討したいと思えます。

最後になりますが、6ページの(4)の「福岡県教員育成指標」です。平成29年に「教育公務員特例法の一部を改正する法律」の中で、校長及び教員の資質向上に係る指標を策定することということが盛り込まれました。これを受けまして、県教育委員会で「福岡県教員育成指標」が策定をされました。教員のキャリアステージを「養成」「基礎・向上」「充実・深化」「発展①～③」の6段階に分けて、それぞれのキャリアステージにおいて教員が身に付けておくべき資質能力を

示されたものが「福岡県教員育成指標」になります。昨年、教員免許更新制の廃止がありましたけれども、それらを盛り込んだ教育公務員特例法、教職員免許法等が改正されました。それを踏まえて、この育成指標が改訂され、昨年12月に示されております。そこで教員の人材育成は非常に重要な課題でございますので、改めてこの「福岡県教員育成指標」をしっかり活用し、教員の人材育成に活かしていきたいと考えまして、ここに改めて位置付けたところでございます。以上です。

河本教育長職務代理者

よろしいでしょうか。八木教育委員。

八木教育委員

私も恥ずかしながら、こういった重点目標というのがあるというのを、初めて今回知ったのですけれども、親としてすごくためになることもいろいろ書いてあり、このような方針でやっていただけるんだなというのが分かるのですが、この資料が私たち保護者の目に届いてないというか、見る機会があまりないと思いました。

すごく良い内容で、保護者にも大きな力になるのかなと思いました。どこかで見れるのかなと昨日ずっと探していたのですけれども、ホームページには教育大綱は載っているのですけれども、ここまで細かい内容が載っていません。

1つ案としては、例えば入学される進級される資料に何かURLを載せるだとか、見る、見ないは保護者によって違うと思いますが、興味のある保護者は見たりするのかなと、QRコードを1つ資料に載せたら、中間市は今後このような教育を今年やっていきますよということが、興味のある保護者は目につくことができるのかなと思います。せっかくこのような立派な重点目標があるのであれば、先生たちはもちろん共有されるのでしょうか、親にも共有できるような仕組みがあれば良いと思いましたの。

船津教育部長

それに関しては、当然校長はじめ教員の皆さま方と共有してやっていくわけですから、その必要な都度、その部分をきちんともつと分かりやすく読みやすく、かみ砕いた形でPTAの方に出したりすることはやっていると思います。

ただこれ自体をどのように掲示をするかというのは、少し工夫してやりやすい形で見ればありがたいなと思いますので、そこは考えさせ

河本教育長職務代理者	<p>ていただきたいと思います。</p> <p>他によろしいでしょうか。</p> <p>それでは、社会教育重点目標お願いいたします。</p>
亀井生涯学習課長	<p>それでは令和5年度社会教育重点目標（案）につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>今年度は、「学びを通して豊かなつながりを広げ、1人ひとりが生きがいを持てる社会へ」を目指します。そのために7つの柱を設け生涯学習の推進に努めてまいります。</p> <p>柱の1つ目に、生涯学習と社会教育の充実。</p> <p>2つ目は、社会教育関連施設等の整備と機能充実。</p> <p>3つ目は、地域社会における学習活動の支援。</p> <p>4つ目は、次世代を担う青少年の健全育成の推進。</p> <p>5つ目は、自立した学びを支援する図書館活動の推進。</p> <p>6つ目は、特色ある文化財の保護・活用と文化芸術活動の推進。</p> <p>7つ目は、生涯スポーツの普及・振興としております。</p> <p>その中から主なものをご説明いたします。</p> <p>柱の1つ目「生涯学習と社会教育の充実」の（1）でございます。急激に変化する社会情勢に対応できるよう、第2次生涯学習基本計画後期計画を策定し生涯学習、社会教育の充実を図ってまいります。</p> <p>次に、柱の2つ目「社会教育関連施設の整備と機能充実」の（3）でございます。</p> <p>自治公民館の利用促進を支援し、地域住民の生活文化の向上を図ります。ここにつきましては、先ほどご説明いたしました公民館の建築助金を活用していただくということで取り上げております。</p> <p>柱の6つ目「特色ある文化財の保護・活用と文化芸術活動の推進」の（3）でございます。文化芸術活動を行なう市民の発表の場を提供し、文化の振興を図り、文化団体の自主的な活動を支援します。これらは、令和5年度に新たに実施する事業に関連したものです。</p> <p>生涯学習課では、これらの事業を通じて生涯学習を推進してまいります。簡単ではございますが説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
河本教育長職務代理者	<p>このことについて何かございますでしょうか。衛藤教育委員。</p>

生涯学習の重点目標につきましては、非常に整理をされて私にとって見やすく分かりやすいという形になっていると思います。

その中で大きく変わられた分が、柱の7つは変わらないのですが、1番と6番の文言が変わっている、生涯学習と社会教育の充実ということですが、内容が（1）から（6）まで整理されています。1番の内容が、第2次生涯学習基本計画をつくるということで、この前予算等で説明があった分なのですが、策定してそして何を策定するかということ、私は今後の展望と計画を明確にするのだろうと思います。それをもって、生涯学習と社会教育の充実を図るのだろうと思います。その中身が今後の展望とそれから計画を明確にするということが、どこかにいるのではないかと、そしてそれをもって充実を図りますというようになるのではないかなという気がしましたが、その辺りをご検討いただければありがたいです。

それから2番目の「現代社会の多様な地域課題に対する啓発活動に努め、広報誌やホームページ等による学習機会の情報提供に努めます。」ということですが、私は文章が反対になっているのではないかと感じております。と言いますのが、「広報誌やホームページによる学習機会の情報提供に努め、現代社会の多様な地域課題に対する啓発活用に寄与します。」というようになるのではないかと思うのですが、ご検討お願いいたします。

それから次の3番「地域社会における学習活動の充実」の中に、地域社会における学習活動の中で、地域の人たちが果たす地域の中での活性化という役割があると思います。地域を活性化させるための、地域の方たちが果たす活性化なのですが、それはどういうことかと言いますと、社会教育や生涯学習に参加した人たちが素晴らしい講演や内容を聞いて、これは自分の地域に活かせると思ったときに、それぞれ地域の仲間をつくってこのようなことがあったと、そしてやってみないかというような呼びかけとか、問題提起をするということをやっていくことが、地域の活性化につながると思うのです。それが、地域社会における学習活動の支援だろうと、そのために生涯学習課でそういうことをやるのだろうと思うのですが、それが何か抜けているような気がいたしますので、何かそういう文言が書かれていただければと思います。

それから次の9ページの「次世代を担う青少年の健全育成の推進」ということで、生涯学習課で子ども育成連絡協議会への補助金を出され

と思います。これは、予算を出す以上は何らかの形で担っていくということがいるのだらうと思います。これが具体的に明記されていないと、このことも文章として書かれる必要があるのではないかなという気がします。

それから「自立した学びを支援する図書館活動の推進」ですが、いわゆる未就学児と図書館活動の関係、この中未就学児のことが何も入っていません。図書館としては、保育園、幼稚園に行っている子どもたちをどのように図書に親しませるか、あるいは図書館活動へ引き込むかというような活動があると思います。

それから最後になりますが、生涯スポーツの普及と振興、これは内容を読みますと非常に素晴らしい内容がありますが、さて私の地域に帰った時にできるかといったらできません。なぜかというと、このそれぞれのスポーツを教えてくれる指導者が地域の中にいません。指導者の育成が図られていないのです。指導者の育成が図られて、その指導者がこういう指導者がいますよというようなことをどこかで紹介されれば、その指導者を自分のところの自治会に呼んでこようと、そしてその人たちの指導を受けようかというようになるとは思います。この指導者の育成については何も触れられていません。そして、「地域でスポーツを振興してください」、「頑張ってください」だけではできないと思いますので、指導者の育成をしないと、スポーツの振興ということは無理ではないかと思っておりますので、その辺りも触れるべきではないかと思っております。以上です。

亀井生涯学習  
課長

1番の生涯学習と社会教育の充実(1)と(2)につきましては、衛藤教育委員のご意見をいただきまして検討してまいりたいと思っております。

それから3番の「地域社会における学習活動の支援」、ここにつきましても、生涯学習課で公民館の講座や、そういったものを催しておりますので、その方々が地域に還元できるような支援に努めてまいりますということで考えております。

それから4番目の「次世代を担う青少年の健全育成の推進」(1)の中間市子ども育成連絡協議会の補助金を交付しておりますけれども、子どもたちというのを青少年という言葉で一括りにさせていただいております。

それから5番目の「自立した学びを支援する図書館活動の推進」につきましては、当然、現在、幼稚園、保育園には配分車が回って図書の

	<p>貸し出しをしておりますので、本に親しんでいただけるためにも、未就学児というところを追記したいと思います。</p> <p>それから生涯スポーツにつきましては、(2)にスポーツ関係団体の育成強化という部分で、指導者の育成を含めさせていただいておりますが、地域におかれましてはスポーツ推進委員もおりますし、体育協会の各競技団体もございますので、体育協会等にお問い合わせいただいたりしていただければ、指導に参ることができますので、活用していただきたいと思ひます。以上でございます。</p>
河本教育長職務代理者	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>他にご質問はないということですので、この件について了承ということでよろしいでしょうか。</p>
教育委員	<p>《了承》</p>
河本教育長職務代理者	<p>了承ということで、その他ございませんか。森課長。</p>
森学校指導課長	<p>先ほど卒業式について、このあと校長会議におきまして、先ほど学校現場で判断することと、それからこちらで統一してお出ししている部分もでございます。今日の後、校長会議がでございます。大枠としては先ほど申し上げたとおりなのですが、衛藤教育委員がおっしゃったように、学校によって微妙に異なる取組がある可能性がありますので、その辺りについては、学校で確認をしていただけるようにしておきますのでよろしくお願ひいたします。また、もし大きく変わることがあれば、当然こちらからご連絡差し上げますのでよろしくお願ひいたします。</p>
河本教育長職務代理者	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、これで令和5年3月定例教育委員会を終了いたします。</p>

[ 閉会時刻：11時35分 ]

令和 5 年 4 月 4 日

教育委員 八木 秀和

教育委員 衛 藤 修身